

## -経営承継円滑化法-

【個人の事業用資産についての相続税、  
贈与税の納税猶予制度の概要】

2019年4月施行

相続税・贈与税に関する取扱い等につきましては、国税庁HP・税務署等でご確認ください。

# 経営承継円滑化法の概要

## 経営承継円滑化法の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「経営承継円滑化法」といいます。また、同法の施行令（政令）と施行規則（省令）を、単にそれぞれ「施行令」と「施行規則」といいます。）は、

- (1) 遺留分に関する民法の特例
- (2) 事業承継時の金融支援措置
- (3) 事業承継税制

①非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度（一般措置、特例措置）、  
②個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予制度  
の基本的枠組みを盛り込んだ事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律となります。

## 経営承継円滑化法の概要

事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応をはじめとする事業承継円滑化のための総合的支援策を講ずる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成20年5月に成立。

### 1. 事業承継税制

#### ①非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

◇中小企業の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予又は免除されます。

#### ②個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

◇個人事業者の円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が都道府県知事の認定を受け、先代事業者から相続又は贈与により事業用資産を取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予又は免除されます。

## 事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

### 2. 民法の特例

◇後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

#### ①生前贈与株式等を遺留分の対象から除外

⇒ 贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止

#### ②生前贈与株式等の評価額を予め固定

⇒ 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されない

### 3. 金融支援

◇経営者の死亡等に伴い必要となる資金及びM&Aにより他の事業者から事業を承継するための資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及び後継者個人に対して、以下の特例を設ける。

#### ①中小企業信用保険法の特例

(対象：中小企業者)

#### ②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

(対象：後継者個人)

⇒ 親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、幅広い資金ニーズに対応

# 個人版事業承継税制の概要

## 個人版事業承継税制の概要

- 平成31年度税制改正では、個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度（以下「個人版事業承継税制」という。）が創設されました。
- 個人版事業承継税制は、後継者である受贈者又は相続人等が、事業用の宅地等、建物、減価償却資産（以下「特定事業用資産」という。）を贈与又は相続等により取得し、経営承継円滑化法の認定を受けた場合には、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。
- この納税猶予制度は、経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けた個人である中小企業者を対象としており、その認定要件は、経営承継円滑化法施行規則において定められています。
- 経営承継円滑化法第12条第1項の認定後の税務申告の手続や要件等は、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。

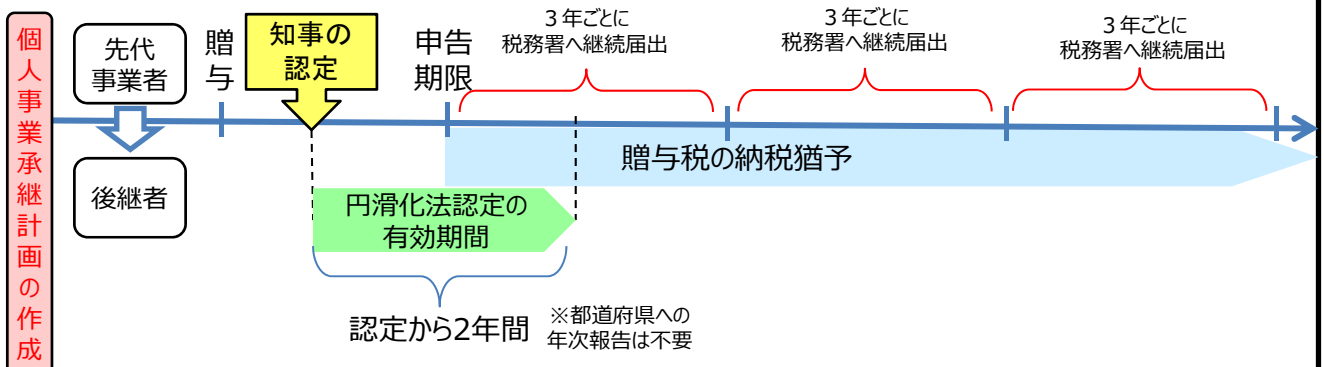
### 【贈与税の納税猶予の概要】

後継者が贈与により取得した特例受贈事業用資産（特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。）に係る贈与税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、事業を継続すること等が求められます。事業継続後、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。

なお、納税猶予適用後は、原則として都道府県への報告（年次報告）は必要ありませんが、税務署へは、3年に一度報告（継続届出）をする必要があります。

詳しくは、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。



#### 猶予税額が免除・減免される場合

- 先代経営者の死亡（相続税の課税対象となる）
- 後継者の死亡（猶予税額の免除）
- 後継者が重度障害となった場合
- 申告期限から5年後に次の後継者へ贈与した場合
- 後継者が破産した場合
- 経営環境の変化により特例受贈事業用資産を譲渡又は廃業する場合 等

#### 猶予税額を納税する場合

- 青色申告の承認取消し、取りやめた場合
- 総収入金額が零になった場合
- 特例受贈事業用資産が青色申告書の貸借対照表に全て計上されなくなった場合
- 特例受贈事業用資産を譲渡した場合
- 特例受贈事業用資産を事業供用しなくなった場合
- 資産保有型事業等に該当した場合 等

# 個人版事業承継税制の概要

## 個人版事業承継税制の概要

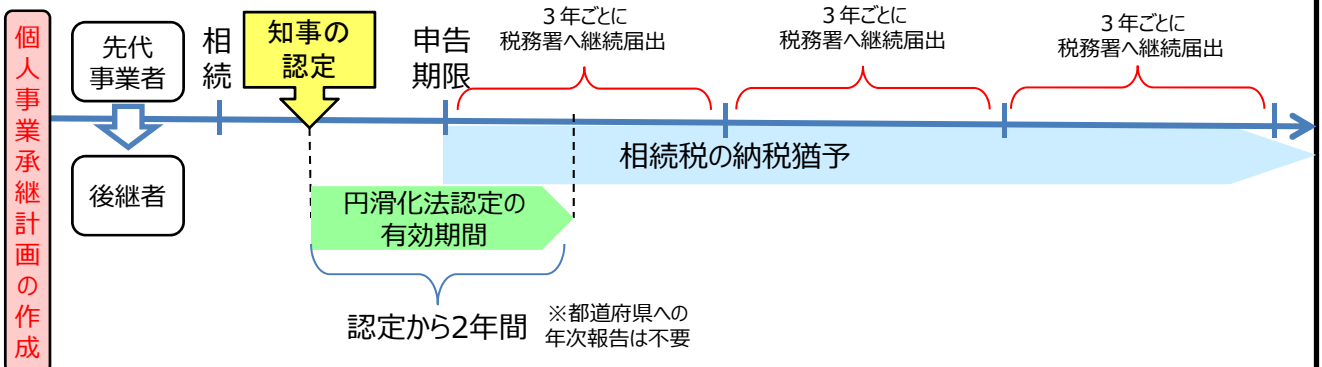
### 【相続税の納税猶予の概要】

後継者が相続又は遺贈により取得した特例事業用資産（特定事業用資産のうち相続税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。）に係る相続税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、事業を継続すること等が求められます。事業継続後、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます。

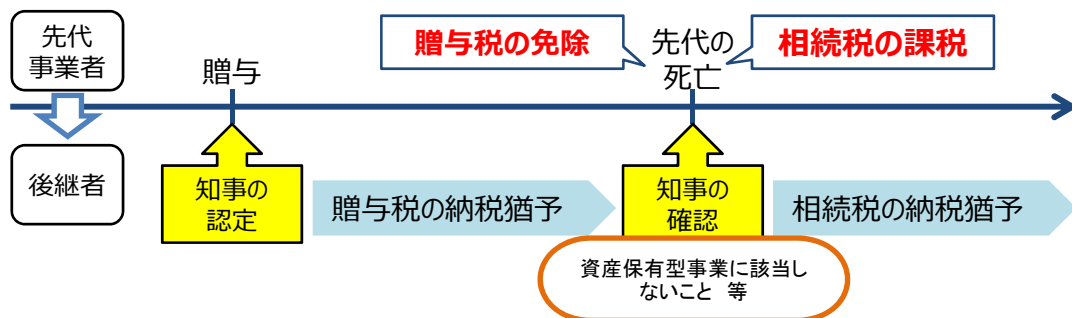
なお、納税猶予適用後は、原則として都道府県への報告（年次報告）は必要ありませんが、税務署へは、3年に一度報告（継続届出）をする必要があります。

詳しくは、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。



### 【贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合】

贈与者が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた特例受贈事業用資産を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税が課税されます（贈与時の価額で計算）。その際、都道府県知事の確認（以下「切替確認」といいます。）を受けることで、相続税の納税猶予を受けることができます。



以上のとおり、円滑な事業承継を行うために、贈与税及び相続税の納税猶予制度を組み合わせることで、特定事業用資産の承継に伴う税負担を軽減することができます。

# 個人版事業承継税制の概要

## 法人版事業承継税制と個人版事業承継税制の比較

(参考) 個人版事業承継税制と法人版(特例措置)の比較

	法人版(特例措置)	個人版
事前の計画策定	5年以内の特例承継計画の提出 〔2018年4月1日から 2023年3月31日まで〕	5年以内の個人事業承継計画の提出 〔2019年4月1日から 2024年3月31日まで〕
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔2018年1月1日から 2027年12月31日まで〕	10年以内の贈与・相続等 〔2019年1月1日から 2028年12月31日まで〕
対象資産	非上場株式等	特定事業用資産
納税猶予割合	100%	100%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	原則、先代一人から後継者一人 ※一定の場合、同一生計親族等からも可
贈与要件	一定数以上※の株式等を贈与すること ※後継者一人の場合、原則2/3以上など	その事業に係る特定事業用資産のすべてを贈与すること
雇用確保要件	あり(特例措置は弾力化)	雇用要件なし
経営環境変化に対応した減免等	あり	あり ※後継者が重度障害等の場合は免除
円滑化法認定の有効期限	申告期限から5年間	最初の承継(贈与・相続)から2年間

### 【法人版事業承継税制の概要】



#### 猶予税額が免除される場合

- 先代経営者の死亡(相続税の課税対象となる)
- 後継者の死亡
  - 会社の倒産
  - 次の後継者へ贈与
  - 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合(譲渡対価等を上回る税額を免除) 等

- 円滑化法の認定有効期間内であっても免除されます。
- 円滑化法の認定有効期間後に限り免除されます。

#### 猶予税額を納税する場合

- 後継者が代表権を有しないこととなった場合
- 同族で過半数の議決権を有しないこととなった場合
- 同族内で、後継者よりも多くの議決権を有する者がいる場合
  - 株式等を譲渡した場合(※)
  - 会社が解散した場合(※)
  - 資産保有型会社等に該当した場合 等

- 円滑化法の認定有効期間内のみ適用されます。
- 円滑化法の認定有効期間後も適用されます。
- (※) 経営環境の変化に該当する場合には、猶予税額の再計算をすることができます。



# 個人版事業承継税制の概要

## 納税猶予の対象となる特定事業用資産とは

「**特定事業用資産**」とは、先代事業者の事業※<sup>1</sup>の用に供されていた次に掲げる資産で、先代事業者の贈与又は相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているもの※<sup>2, 3</sup>をいいます。また、「**特例事業用資産**」とは特定事業用資産のうち相続税の納税猶予の適用を受けるものを、「**特例受贈事業用資産**」とは特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予の適用を受けるものをいいます。

なお、宅地等のうち納税猶予の対象となる面積は400㎡まで、建物のうち納税猶予の対象となる面積は800㎡までとなりますが、経営承継円滑化法の認定上は面積制限ございません。

### ① 宅地等

事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの。

### ② 建物

事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの。

### ③ 減価償却資産

固定資産税が課税される償却資産（構築物、機械装置、器具備品、船舶等）、自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車等、その他上記に準ずるもの（貨物運送用の一定の自動車、牛等の生物、特許権等の無形減価償却資産）。

※ 1 不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業を除く。

※ 2 先代事業者と生計を一にする親族が所有し、かつ、先代事業者が事業の用に供していたものを含む。

※ 3 事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限る。

## 【特例(受贈)事業用資産の範囲】

### 個人事業者が保有している資産

- ・ 自宅の宅地等、自宅の建物等、預貯金、有価証券、金品 など

### うち、事業用資産(事業の用に供されている資産)

- ・ 不動産貸付用の宅地
  - ・ 不動産貸付用の建物
  - ・ 棚卸資産
  - ・ 事業用の預貯金
  - ・ 売掛金 など
- 事業の種類として対象外
- 資産の種類として対象外

### うち、**特定事業用資産**

- 事業用の宅地等 (400㎡)
- 事業用の建物 (800㎡)
- 減価償却資産 (固定資産税の課税対象等)

納税猶予の対象

### 特定事業用資産のうち 納税猶予の適用を受けるもの

- 特例事業用資産
- 特例受贈事業用資産

# 個人版事業承継税制の概要

## 個人版事業承継税制の手続きの流れ（贈与）

### 提出先

- 個人事業承継計画の提出先は、「先代事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 認定申請の提出先は、「個人事業承継者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 2019年1月1日以降の贈与について適用することができます。

都  
道  
府  
県  
庁

個人事業  
承継計画の策定

確認申請

贈与

認定申請

- 後継者が「個人事業承継計画」を作成し、認定経営革新等支援機関が所見を記載。
- 2019年4月1日から2024年3月31日まで提出可能。  
※個人事業承継計画は認定申請と同時に提出することも可能。
- 2019年1月1日から2028年12月31日までの承継が対象。
- 贈与年の10月15日から翌年1月15日までに申請。
- 個人事業承継計画を添付。

税  
務  
署

税務署へ  
申告

申告期限後

- 贈与年の翌年3月15日までに認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
- 税務署へ「継続届出書」を提出。  
(3年に1回)

# 個人版事業承継税制の概要

## 個人版事業承継税制の手続きの流れ（相続）

### 提出先

- 個人事業承継計画の提出先は、「先代事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 認定申請の提出先は、「個人事業承継者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 2019年1月1日以降の相続の開始について適用することができます。

都道府県庁

個人事業承継計画の策定

確認申請

相続又は遺贈

認定申請

- 後継者が「個人事業承継計画」を作成し、認定経営革新等支援機関が所見を記載。
- 2019年4月1日から2024年3月31日まで提出可能。  
※個人事業承継計画は認定申請と同時に提出することも可能。
- 2019年1月1日から2028年12月31日までの承継が対象。
- 相続の開始の日の翌日から8か月以内に申請（相続の開始の日の翌日から5ヶ月を経過する日以後の期間に限りません）。
- 個人事業承継計画を添付。

税務署

税務署へ申告

申告期限後

- 相続の開始の日の翌日から10か月以内に認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出。
- 税務署へ「継続届出書」を提出。（3年に1回）



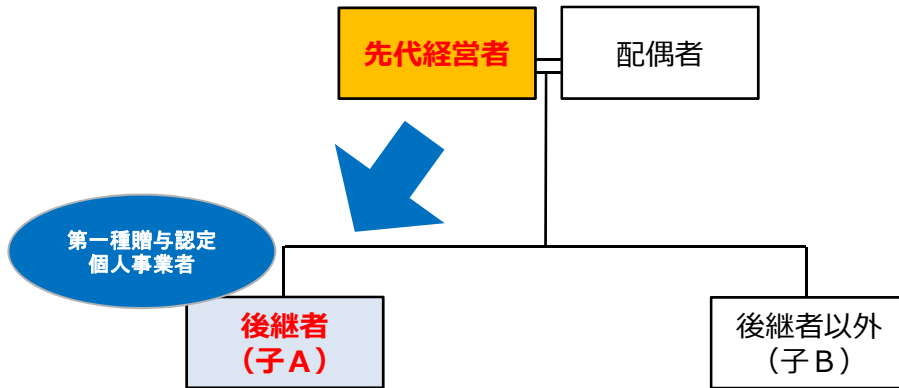
# 個人版事業承継税制の概要

## 認定の種類について

(例)

### 第一種認定

先代事業者から後継者への贈与/相続が対象となります。

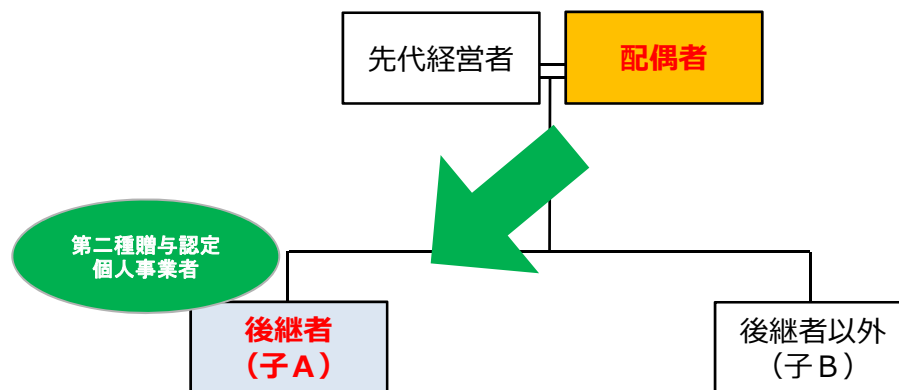


先代事業者から特定事業用資産を贈与/相続

### 第二種認定

最初に先代事業者からの移転が行われている必要があります。  
先代事業者からの贈与/相続以後、1年以内に行われた同一生計親族等からの贈与/相続が対象※となります。

※先代事業者が自己の事業の用に供し、かつ、先代事業者の青色申告書に記載されていた生計一親族等保有の特定事業用資産が対象となります。



先代事業者の同一生計親族等から特定事業用資産を贈与/相続

※後継者は、第一種贈与認定個人事業者であり、かつ、第二種贈与認定個人事業者となります。

# 個人事業承継計画について

## 【個人事業承継計画】

個人事業承継税制の適用を受けるためには、2019年4月1日から2024年3月31日までに個人事業承継計画を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。

個人事業承継計画には、後継者候補（個人事業承継者）の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継の事業計画等を記載し、その内容について認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受ける必要があります。

（※）認定経営革新等支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定経営革新等支援機関として認定されています。（2019年2月時点で32,852機関。詳細は中小企業庁のHP「経営革新等支援機関認定一覧について」をご覧ください。）

個人事業承継計画の確認を受けた後に、計画の内容に変更があった場合は、変更申請書を都道府県に提出し確認を受けることができます。変更申請書は、新たに後継者候補（個人事業承継者）となる者が、変更事項を反映した計画を記載し、再度認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けることが必要です。

## 【個人事業承継計画の様式】

様式第21の3

施行規則第17条第4項の規定による確認申請書  
(個人事業承継計画)

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号  
住所  
電話番号  
氏名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項第3号の確認を受けたので、下記のとおり申請します。

記

1 特定事業用資産に係る事業について

主たる事業内容	
常時使用する従業員の数	人

2 先代事業者について

先代事業者の氏名	
----------	--

3 個人事業承継者について

個人事業承継者の氏名	
------------	--

4 先代事業者が有する特定事業用資産を個人事業承継者が取得するまでの期間における経営の計画について

特定事業用資産を承継する時期(予定)	年 月 ~ 年 月
--------------------	-----------

当該時期までの経営上の課題	
当該課題への対応	
5 個人事業承継者が特定事業用資産を承継した後の経営計画	
具体的な実施内容	

## 都道府県庁の担当窓口

都道府県名 郵便番号	部署名 住所	電話番号
北海道 〒060-8588	経済部地域経済局 中小企業課 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5331
青森県 〒030-8570	商工労働部 地域産業課 創業支援グループ 青森県青森市長島1丁目1番1号	017-734-9374
岩手県 〒020-8570	商工労働観光部 経営支援課 岩手県盛岡市内丸10番1号	019-629-5542
宮城県 〒980-8570	経済商工観光部 中小企業支援室 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-2742
秋田県 〒010-8572	産業労働部 産業政策課 秋田県秋田市山王3丁目1番1号	018-860-2215
山形県 〒990-8570	商工労働部 中小企業振興課 山形県山形市松波2丁目8番1号	023-630-2359
福島県 〒960-8670	商工労働部 経営金融課 福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7288
茨城県 〒310-8555	産業戦略部 中小企業課 茨城県水戸市笠原町978番6	029-301-3560
栃木県 〒320-8501	産業労働観光部 経営支援課 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	028-623-3173
群馬県 〒371-8570	産業経済部 商政課 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	027-226-3339
埼玉県 〒330-9301	産業労働部 産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-3910
千葉県 〒260-8667	商工労働部 経営支援課 千葉県千葉市中央区市場町1番1号	043-223-2712
東京都 〒163-8001	産業労働局 商工部 経営支援課 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	03-5320-4785
神奈川県 〒243-0435	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション) 神奈川県海老名市下今泉705番地1 県立産業技術総合研究所 2階	046-235-5620
新潟県 〒950-8570	産業労働部 創業・経営支援課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-280-5240
富山県 〒930-8501	商工労働部 経営支援課 富山県富山市新総曲輪1番7号	076-444-3248
石川県 〒920-8580	商工労働部 経営支援課 石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1522
山梨県 〒400-8501	産業労働部 企業立地・支援課 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号	055-223-1541
長野県 〒380-8570	産業労働部 産業立地・経営支援課 長野県長野市大字南長野字幅下692番2号	026-235-7195
岐阜県 〒500-8570	商工労働部 商業・金融課 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-272-8389
静岡県 〒420-8601	経済産業部 商工業局 経営支援課 静岡県静岡市葵区追手町9番6号	054-221-2807
愛知県 〒460-8501	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	052-954-6332
三重県 〒514-8570	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 三重県津市広明町13番地	059-224-2447

## 都道府県庁の担当窓口

福井県	産業労働部産業政策課（建設業、商業、サービス業等） 産業労働部地域産業・技術振興課（製造業等）	0776-20-0367 0776-20-0370
〒910-8580	福井県福井市大手3丁目17番1号	
滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
〒520-8577	滋賀県大津市京町4丁目1番1号	
京都府	商工労働観光部 ものづくり振興課	075-414-4851
〒602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	
大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
〒559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号咲洲庁舎25階	
兵庫県	産業労働部 産業振興局 経営商業課	078-362-3313
〒650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	
奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
〒630-8031	奈良県奈良市柏木町129番地1号	
和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2740
〒640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番	
鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
〒680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目220番地	
島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5288
〒690-8501	島根県松江市殿町1番地	
岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
〒700-8570	岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号	
広島県	商工労働局 経営革新課	082-513-3370
〒730-8511	広島県広島市中区基町10番52号	
山口県	商工労働部 経営金融課	083-933-3180
〒753-8501	山口県山口市滝町1番1号	
徳島県	商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
〒770-8570	徳島県徳島市万代町1丁目1番地	
香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3345
〒760-8570	香川県高松市番町四丁目1番10号	
愛媛県	経済労働部 産業支援局経営支援課	089-912-2480
〒790-8570	愛媛県松山市一番町4丁目4番2号	
高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
〒780-8570	高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	
福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3425
〒812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	
佐賀県	産業労働部 経営支援課	0952-25-7182
〒840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	
長崎県	産業労働部 経営支援課	095-895-2616
〒850-8570	長崎県長崎市尾上町3番1号	
熊本県	商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課（製造業以外） 商工観光労働部 新産業振興局 産業支援課（製造業）	096-333-2316 096-333-2319
〒862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	
大分県	商工労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
〒870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号	
宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
〒880-8501	宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号	
鹿児島県	商工労働水産部 経営金融課	099-286-2944
〒890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	
沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
〒900-8570	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	

## 相談窓口等

### ○税理士

税理士は、顧問税理士として中小企業との関わりが深く、税務面はもちろん、企業経営に関する総合的なサポートを行っています。

→日本税理士会連合会TEL：03-5435-0931（代）<http://www.nichizeiren.or.jp/>

### ○独立行政法人中小企業基盤整備機構

（独）中小企業基盤整備機構は、中小企業の経営に関するサポートをしています。

→がんばる中小企業経営相談ホットライン TEL:0570-009111 <http://www.smrj.go.jp>

### ○事業引継ぎ支援センター

事業引継ぎ支援センターは、事業承継に関わる様々な相談をお伺いします。また、後継者探しにお困りの中小企業の後継者探しのお手伝いを行っています。

→各都道府県の事業引継ぎ支援センターの連絡先（中小企業庁ホームページ）

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/140409jigyous.pdf>

本マニュアルは、2019年4月時点において施行されている経営承継円滑化法・同政令・同施行規則を基に記載しております。

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課  
〒100-8902 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL:03-3501-5803  
【中小企業庁ホームページ】  
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>